



日本年金機構
Japan Pension Service

Press Release

平成22年4月30日

(照会先)

記録問題対策部: (記録問題の取組状況)

記録問題対策グループ長 山田 勝土
榎本 一憲

(電話直通 03-6892-0754)

年金給付部: (年金額回復の具体的事例)

給付企画グループ長 渡部 浩

(電話直通 03-6892-0769)

経営企画部広報室

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

「年金記録問題への取組状況」等の取りまとめについて

～平成22年4月30日現在(速報値)～

「ねんきん特別便」等の年金記録問題への取組状況について、本年4月30日現在の数値を別添のとおり取りまとめましたので、公表します。

また、「年金額回復の具体的事例」(2月第4週分)について、増加年金額が大きい10ケースを取りまとめました。

年金記録問題への取組状況について(平成22年4月30日現在、速報値)

項目		細項目	直近数値	集計時点	前回比・前回数値	前回集計時点	備考
1	ねんきん特別便 〔「訂正あり」回答のうち、「調査中」件数〕	年金事務所分	35.0万件	22年4月16日 (累計)	-1.1万件	22年4月9日	受給者分 回答 3,177万件 (未回答 506万件)
		機構本部分(※2)	17.7万件		-1.4万件		加入者分 回答 4,911万件 (未回答 2,040万件)
2	5000万件的未統合記録	18年6月以降の統合数(全体)	1,433万件	22年4月16日 (累計)	+4万件	22年4月9日	未統合記録数(5,095万件と統合数の差)は、3,662万件
		厚年／国年	1,153万件／280万件		+3万件/+1万件		
		男／女	650万件／783万件		+2万件/+2万件		
		60歳以上／未満(18年6月時点の年齢)	366万件／1,037万件		+1万件/+3万件		
3	再裁定申出の機構本部への進達	平均処理期間	0.6か月	22年4月16日	0.0か月	22年4月9日	
		進達に至っていない申出件数	1.6万件		-0.1万件		
4	再裁定	平均処理期間	2.3か月	22年3月末 (4月15日支払分)	-0.1か月	22年2月末	再裁定及び時効特例給付の処理を経て、年金の支払いを行うのは毎月15日に固定されており、平均処理期間は月単位でのみ変化するため、月次集計とする。
		未処理件数	8.4万件		-2.7万件		
5	時効特例給付	平均処理期間	2.9か月	22年3月末 (4月15日支払分)	+0.5か月(※3)	22年2月末	
		未処理件数	32.1万件		+5.8万件(※3)		
6	記録訂正による年金額(年額)の増額(※4)	件数	7.9千件	22年4月第2週分	8.0千件	22年4月第1週分	(20年5月以降の累計) 103万件
		年金額増額の総額(概算値)	3.5億円		3.8億円		557億円
7	国民年金特殊台帳とコンピュータ記録との突合せ	突合せ完了件数	3,069.3万件(99.1%)	22年3月末	+0.3万件	22年2月末	突合せ作業については、各都道府県の事務センターにおいて月次計画に基づき処理を進めており、月次集計とする。
		受給者へのお知らせ送付件数(未処理件数)	6.6万件(1.7万件)		+0.2万件(-0.1万件)		
		再裁定進達件数	4.6万件		+0.4万件		
8	コールセンター	応答率	94.8%(54.7%)	22年4月第3週分	94.8%(64.7%)	22年4月第2週分	()外は、年金記録問題に対応する「ねんきん定期便専用ダイヤル」にかかる数値 ()は、一般年金相談の「ねんきんダイヤル」にかかる数値
		応答呼数／総呼数	7.8万件／8.2万件 (9.5万件／17.3万件)		8.4万件／8.9万件 (10.5万件／16.2万件)		
9	年金事務所の窓口相談	相談窓口の待ち時間(13時時点)が1時間を超える年金事務所数(全国312事務所)	12日(月): 2(31) 13日(火): 3(33) 14日(水): 0(36) 15日(木): 0(12) 16日(金): 1(15)	22年4月第3週分	5日(月): 6(46) 6日(火): 1(32) 7日(水): 1(20) 8日(木): 0(27) 9日(金): 1(25) 10日(土): 0(3)	22年4月第2週分	()外は、年金事務所の記録問題専用窓口にかかる数値 ()は、一般の年金相談窓口にかかる数値
10	標準報酬等の遡及訂正事案	年金事務所段階における記録回復事案数	883件	22年4月16日 (累計)	+9件	22年4月9日	
		うち2万件的戸別訪問対象事案数	556件		+0件		

(※1) 速報値のため、今後修正があり得る。

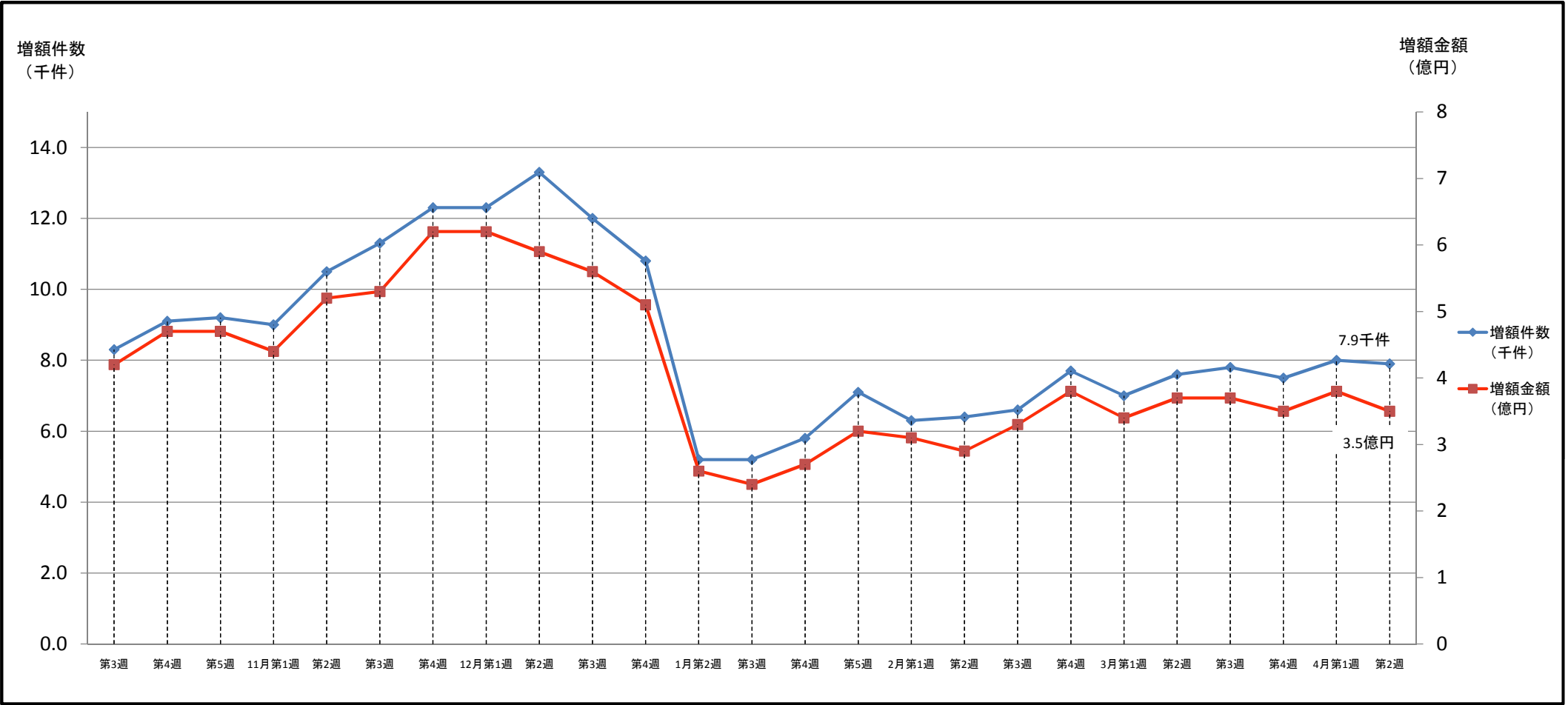
(※2) 共済照会分を除く。

(※3) 遅延特別加算金法の施行日が確定するまで、時効特例給付の支給決定を保留したことから、前回数値に比べ平均処理期間及び未処理件数が増加しているが、5月支払により保留分はほぼ解消する見込み。

(※4) 年金記録を訂正する場合に、受給者に交付する年金見込額の試算結果による。年金額(年額)増額は、過去に遡及して一時金として支給する額ではない。

1件当たりの年金額(年額)増額は平均5.4万円、65歳の平均余命(平成20年簡易生命表)は男:18.6年、女:23.6年。

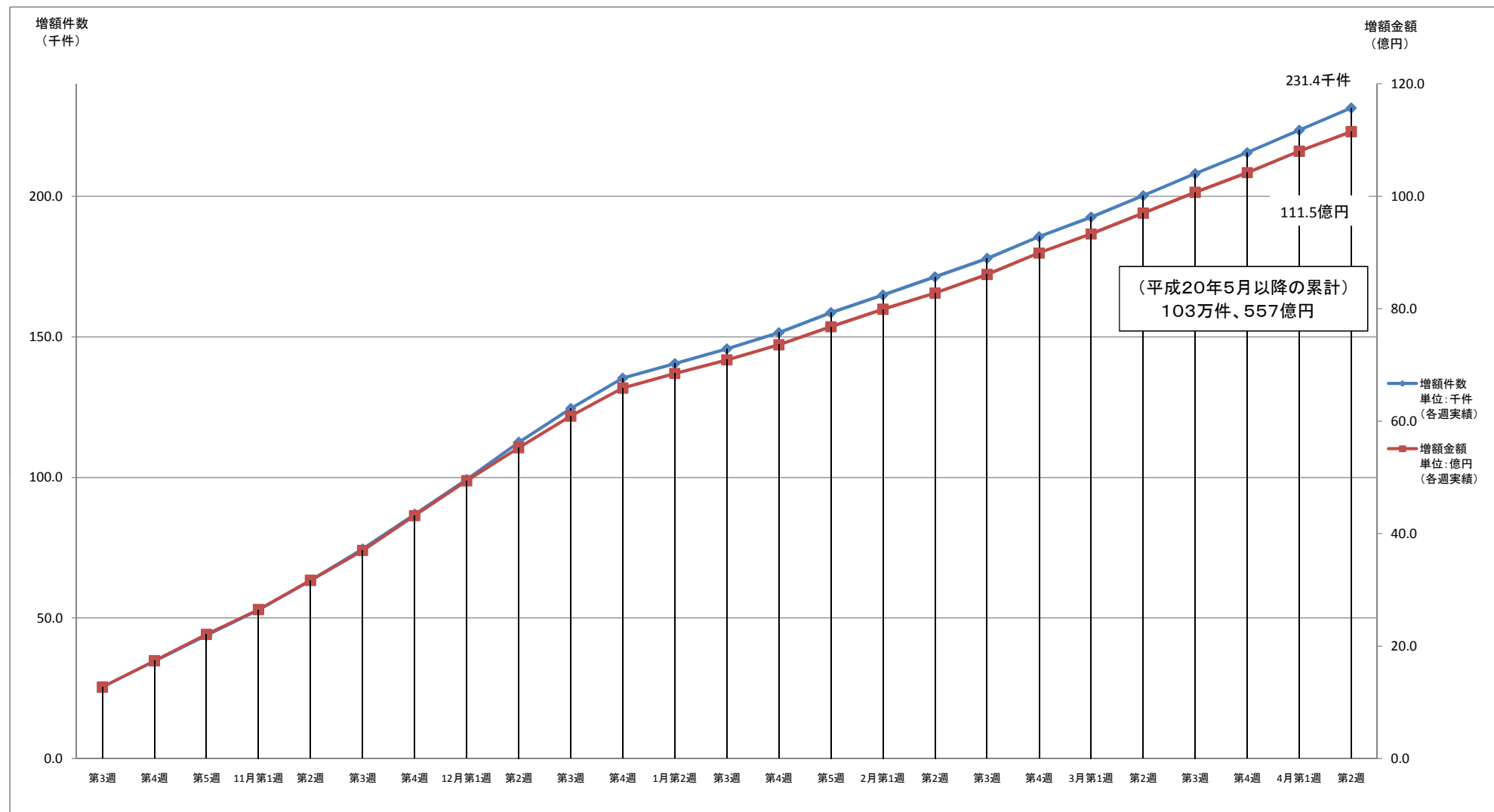
記録訂正による年金額(年額)の増額



	10月			11月				12月				1月				2月				3月				4月	
	第3週	第4週	第5週	11月第1週	第2週	第3週	第4週	12月第1週	第2週	第3週	第4週	1月第2週	第3週	第4週	第5週	2月第1週	第2週	第3週	第4週	3月第1週	第2週	第3週	第4週	4月第1週	第2週
増額件数 (千件)	8.3	9.1	9.2	9.0	10.5	11.3	12.3	12.3	13.3	12.0	10.8	5.2	5.2	5.8	7.1	6.3	6.4	6.6	7.7	7.0	7.6	7.8	7.5	8.0	7.9
増額金額 (億円)	4.2	4.7	4.7	4.4	5.2	5.3	6.2	6.2	5.9	5.6	5.1	2.6	2.4	2.7	3.2	3.1	2.9	3.3	3.8	3.4	3.7	3.7	3.5	3.8	3.5

(注)この集計は、年金記録を訂正する場合に、受給者に交付する年金見込額の試算結果によるもの。年金額(年額)の増額金額は過去に遡及して一時金として支給する額ではない。
なお、65歳の平均余命(平成20年簡易生命表)は、男18.6年、女23.6年である。

記録訂正による年金額(年額)の増額[累積]



	10月			11月				12月				1月				2月				3月				4月	
	第3週	第4週	第5週	11月第1週	第2週	第3週	第4週	12月第1週	第2週	第3週	第4週	1月第2週	第3週	第4週	第5週	2月第1週	第2週	第3週	第4週	3月第1週	第2週	第3週	第4週	4月第1週	第2週
増額件数 単位:千件 (各週実績)	25.5 (8.3)	34.6 (9.1)	43.8 (9.2)	52.8 (9.0)	63.3 (10.5)	74.6 (11.3)	86.9 (12.3)	99.2 (12.3)	112.5 (13.3)	124.5 (12.0)	135.3 (10.8)	140.5 (5.2)	145.7 (5.2)	151.5 (5.8)	158.6 (7.1)	164.9 (6.3)	171.3 (6.4)	177.9 (6.6)	185.6 (7.7)	192.6 (7.0)	200.2 (7.6)	208.0 (7.8)	215.5 (7.5)	223.5 (8.0)	231.4 (7.9)
増額金額 単位:億円 (各週実績)	12.7 (4.2)	17.4 (4.7)	22.1 (4.7)	26.5 (4.4)	31.7 (5.2)	37.0 (5.3)	43.2 (6.2)	49.4 (6.2)	55.3 (5.9)	60.9 (5.6)	65.9 (5.0)	68.5 (2.6)	70.9 (2.4)	73.6 (2.7)	76.8 (3.2)	79.9 (3.1)	82.8 (2.9)	86.1 (3.3)	89.9 (3.8)	93.3 (3.4)	97.0 (3.7)	100.7 (3.7)	104.2 (3.5)	108.0 (3.8)	111.5 (3.5)

(注1)この集計は、年金記録を訂正する場合に、受給者に交付する年金見込額の試算結果によるもの。年金額(年額)の増額金額は過去に遡及して一時金として支給する額ではない。

なお、65歳の平均余命(平成20年簡易生命表)は、男18.6年、女23.6年である。

(注2)週次報告を始めた平成21年10月第1週からの実績を累計したもの。

年金額回復の具体的事例

○平成22年2月22日から26日までに全国の年金事務所で行った年金額試算において増加年金額が大きい10ケースについて取りまとめたもの

番号	年齢	性別	増加年金額 (年額)	年金額(年額)		概要	年金額回復の経緯	(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算(※)
				回復前	回復後			
1	75歳	女	726,200円	468,100円	1,194,300円	回復前の厚生年金加入期間0月に185月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票を相談窓口に持参され、回答票に「もれがある」と記載されていた会社名と旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する結婚前(旧姓当時)の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることとなった。	約2,070万円
2	85歳	女	683,200円	227,800円	911,000円	回復前の厚生年金加入期間227月に26月を追加。	○夫の死亡により遺族厚生年金を受給されている「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人から回答票が郵送され、ご本人から申出のあった夫(故人)の勤務していた会社名、所在地、勤務期間と一致した厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○なお、厚生年金の記録26月が統合され合計が253月となったことから、厚生年金の期間が240月以上ある方が死亡した場合に遺族厚生年金に加算される経過的寡婦加算額594,200円が加算されるとともに、遺族厚生年金の年金額が89,000円(年額)増額した。 ○また、この遺族厚生年金の増額のほか、故人が受給されていた旧法厚生年金老齢年金の年金額109,900円の増額と厚生年金の期間が240月ある方に配偶者がいる場合に支給される加給年金を受けられることとなり、ご本人に夫(故人)の未支給分の年金(一時金)が支払われることとなる。	遺族厚生年金 約380万円 旧法老齢年金 (未支給分) 約1,070万円
3	87歳	女	664,500円	471,600円	1,136,100円	回復前の厚生年金加入期間138月に46月を追加。	○夫の死亡により遺族厚生年金を受給されているご本人から「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票が送付され調査したところ、ご本人から申出のあった夫(故人)の勤務していた会社名、所在地、勤務期間と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○なお、厚生年金の記録46月が統合され故人の40歳以降の厚生年金の期間の合計が184月となったことから、40歳以降の厚生年金の期間が180月以上ある方が死亡した場合に遺族厚生年金に加算される経過的寡婦加算額594,200円が加算されるとともに、遺族厚生年金の年金額が70,300円(年額)増額した。 ○また、この遺族厚生年金の増額のほか、故人が受給されていた旧法厚生年金老齢年金の年金額93,000円(年額)の増額と40歳以降の厚生年金の期間が180月ある方に配偶者がいる場合に支給される加給年金を受けられることとなり、ご本人に夫(故人)の未支給分の年金(一時金)が支払われることとなる。	遺族厚生年金 約900万円 旧法老齢年金 (未支給分) 約520万円

番号	年齢	性別	増加年金額 (年額)	年金額(年額)		概要	年金額回復の経緯	(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算(※)
				回復前	回復後			
4	57歳	女	615,800円	513,800円	1,129,600円	回復前の厚生年金加入期間230月に42月を追加。	○夫の死亡により遺族厚生年金を受給されている「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人から回答票が郵送され、ご本人から申出のあった夫(故人)の勤務していた会社名、所在地、勤務期間と一致した厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○なお、厚生年金の記録42月が統合され合計が272月となったことから、厚生年金の期間が240月以上ある方が死亡した場合に遺族厚生年金に加算される経過的寡婦加算額594,200円が加算されるとともに、遺族厚生年金の年金額が21,600円(年額)増額した。(夫は老齢厚生年金受給開始可能年齢前に死亡のため未支給年金は発生しない)	約1,940万円
5	83歳	男	604,700円	401,200円	1,005,900円	回復前の厚生年金加入期間0月に134月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票が社会保険業務センターより回付され、ご本人の申出た会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることとなった。	約1,420万円
6	62歳	女	583,300円	603,700円	1,187,000円	回復前の厚生年金加入期間212月に80月を追加。	○ご本人の夫の老齢基礎年金裁定請求書の審査時において、ご本人のものと思われる厚生年金記録があったことから、「ねんきん特別便(再交付用)」をご本人に送付した。後日、ご本人が旧姓、会社名、勤務期間を記入した回答票を相談窓口を持参され、ご本人の申出の旧姓情報等により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金記録が判明し、記録を統合した。	約1,660万円
7	73歳	女	581,900円	601,600円	1,183,500円	回復前の厚生年金加入期間0月に176月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「黄色便(旧姓情報等と未統合記録の突き合わせにより氏名・生年月日等が一致した方に送付するお知らせ)」の回答票が本部から回付され、回答票に「もれがある」と記載されていた会社名と旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する結婚前(旧姓当時)の期間が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることとなった。	約1,660万円
8	73歳	男	573,300円	1,783,700円	2,357,000円	回復前の厚生年金加入期間198月に149月を追加。	○「黄色便(旧姓情報等と未統合記録の突き合わせにより氏名・生年月日等が一致した方に送付するお知らせ)」の回答票が本部から回付され、回答票に本人が記載した会社名、勤務期間により年金手帳番号の払い出し簿等を調査したところ、ご本人の申出と一致する未統合の厚生年金の記録が判明した。後日、ご本人より再裁定申出書の提出があり、記録を統合した。	約1,350万円
9	故人	男	549,700円	1,537,700円	2,087,400円	回復前の厚生年金加入期間279月に96月を追加。	○ご本人(故人)の死亡により遺族厚生年金を受給されている妻が「ねんきん特別便(全員便)」の回答票を持参し窓口を訪れる。回答票に記載された故人が勤務していた会社名、勤務期間により旧台帳等を調査したところ、氏名(カナ氏名)、会社名、勤務期間が一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○この厚生年金の記録96月の統合により、ご本人が生前受給されていた老齢厚生年金が549,700円(年額)増加し、ご本人の死亡により遺族厚生年金を受給されている妻に未支給分の年金(一時金)が支払われることとなる。 ○また、厚生年金の記録96月が統合されたことで、ご本人の妻が受給されている遺族厚生年金の年金額が147,700円(年額)が増額した。	老齢厚生年金 (未支給分) 約980万円 遺族厚生年金 約230万円

番号	年齢	性別	増加年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算(※)
				回復前	回復後			
10	74歳	女	508,500円	820,600円	1,329,100円	回復前の厚生年金加入期間105月に141月を追加。	○「黄色便(旧姓情報等と未統合記録の突き合わせにより氏名・生年月日等が一致した方に送付するお知らせ)」のフォローアップ対象者であるご本人に連絡をとり、ご本人が申出された旧姓情報、会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、後日、ご本人からの届出を受け記録を統合した。	約1,450万円

年金記録が回復した経緯別内訳(今回の10事例)

ねんきん特別便(名寄せ便)	4件 (事例 2、3、4、5)
ねんきん特別便(全員便)	2件 (事例 1、9)
黄色便(旧姓情報を活用したお知らせ)	3件 (事例 7、8、10)
その他(老齢基礎年金の裁定請求書の審査時)	1件 (事例 6)
フォローアップ(電話・文書・訪問)対象事案	3件 (事例 2、4、10)

(注1) 本表は、上記期間において全国の年金事務所で行った年金額試算における増加年金額(年額)の上位10ケースについて事例概要、年金額回復の経緯を取りまとめたもの

(注2) ※の「(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算」は、基本的に各ケースの受給開始年齢から65歳時点の平均余命(男性+18.6歳、女性+23.6歳)までの期間(この平均余命を超えているケースは現在年齢までの期間、すでに死亡されているケース(未支給分)は死亡時までの期間)について受給すると仮定して機械的に計算した金額であり、実際に支払われる差額ではない(実際には、在職や雇用保険受給による支給停止等や物価スライドがあるが、これらによる支給額の変動は考慮していない)